

訓令

長野県訓令第16号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から施行します。

平成27年8月31日

長野県知事 阿部 守一

本則の1の表の3の項中 「総務部 同 人事課 同 企画幹
課長補佐」 を 「総務部 人事課 課長補佐」 に、

「 同 職員課 課長補佐」 を 「 同 同 同 担当係長
同 同 主査、主任及び
同 主事
職員課 課長補佐」 に改め、同表の6の項中

「 総務部 人事課 課長補佐
同 同 総務係長
同 同 人事係長
同 同 給与係長
同 同 担当係長
同 同 コンプライアンス推進室
同 同 担当係長」 を 「 総務部コンプライアンス推進室行
政監察員 総務部コン
プライアンス推進室職
員相談員」 に、

「 総務部人事
課職員相談員」 を 「 総務部コン
プライアンス推進室職
員相談員」 に改め、同表の14の項中 「 総務部人事
課職員相談員」 を 「 総務部コン
プライアンス推進室職
員相談員」 に改める。

人事課

長野県訓令第17号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から施行します。

平成27年8月31日

長野県知事 阿部 守一

別表第3の1の総務部の項中

「 人事課 人 」 を

「 人事課
人事課コンプライアンス推進室 人
人 」 に改める。

別表第4の庶務・人事・給与・服務・福利厚生・諸給付等の項中「異動」に関する文書（人事課）の次に「及び人事課コンプライアンス推進室」を加え、「服務に関する文書（人事課）を「服務に関する文書（人事課コンプライアンス推進室」に改め、同表の財務の項中「管財課」を「財産活用課」に改める。

情報公開・法務課